

# 65歳以上の方へ 平成28年度安平町介護保険料のお知らせ

安平町に納めていただく65歳以上の方の平成28年度の保険料についてお知らせします。

介護保険料は、40歳以上の方全員が被保険者となり、介護が必要となったとき、みんなで介護を支えるために納めるものです。なお、40歳から64歳以下の方は、現在加入されている健康保険等の医療保険の保険料と併せて介護保険料が徴収されますので、現在加入している健康保険等にお問い合わせください。

## ◆保険料の決め方◆

65歳以上の方の保険料については、前年度の本人及び世帯の課税や所得の状況に応じて9段階に分けられています。【平成28年度の介護保険料に改定はございません】

保険料段階	対象者	介護保険料 上段：年額 下段：月額
第1段階	生活保護受給者 世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者 世帯全員が住民税非課税で前年の本人の課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方	27,000円 2,250円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	45,000円 3,750円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で前年の本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超えた方	45,000円 3,750円
第4段階	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	54,000円 4,500円
第5段階 <b>基準額</b>	本人が住民課税非課税で世帯に住民税が課税されている世帯員がいる方	60,000円 5,000円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	72,000円 6,000円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	78,000円 6,500円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	90,000円 7,500円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上の方	102,000円 8,500円

※第1段階の保険料は低所得者軽減強化後の保険料となります。

※この保険料の段階に基づく平成28年度の保険料額は、納付書でお支払いの方は、6月（年金天引きの方は10月）に個別に通知します。

### 【保険料の納め方】

#### 特別徴収の方（年金から天引きされている方）

→年金の支払い（年6回）の際にあらかじめ差し引かれます。

#### 普通徴収の方

→6月に町から送付される納付書で納めていただきます。

納期内の納付にご協力をお願いします。

※納期内に納付が困難な場合は分割納付も可能ですので、ご相談ください。（納期限は右表のとおりです。）

期別	普通徴収（納付書の方） の納付期限
1期	6月30日(木)
2期	8月31日(水)
3期	10月31日(月)
4期	12月28日(水)

問合せ 健康福祉課国保・介護グループ ☎ 4555